

(7)は伊勢国三重郡の荷札。但し、同郡からの海産物の荷札の唯一の事例であり、○一一型式であるのもやや特異である。(10)の「安」は足羽郡の表記の一部であろう。但し、「阿須波」の表記の例はあるが、「安」の表記はこの一点のみしか知られていない。(13)の藤原郡は養老五年に備前国邑久・赤坂二郡の郷を割いて置かれた(『続日本紀』同年四月丙申条)。神亀三年に藤野郡と改称された(『同』同年一月己亥条)ので、これ以前のもの。(17)の翼倚(里)は『和名抄』に見える能登国能登郡与木郷にあたる。「レ」は転倒符で、その早い時期の用例の一つである。

## 9 関係文献

奈良国立文化財研究所『平城宮発掘調査出土木簡概報』一〇(一)

九七五年)

(渡辺晃宏)



(六郷)

## 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要

松田柵跡は雄物川の中流域に近く、大曲市街地の東方約六km、横手盆地北側の仙北平野中央部に位置する。遺跡は真山・長森の丘陵を中心として、北側の矢島川(鳥川)と、南側の丸子川

## 秋田・松田柵跡

ほつたのさく

1 所在地 秋田県仙北郡仙北町松田・美郷町本堂城廻  
2 調査期間 一 第七次調査 一九七五年(昭50)一〇月~一

二月

二 第九次調査 一九七六年五月~一〇月  
三 第一〇次調査 一九七六年一〇月~一二月

4 調査担当者 船木義勝・畠山(大野)憲司・小玉(児玉)準  
5 発掘機関 秋田県教育庁松田柵跡調査事務所

6 遺跡の種類 城柵官衙跡  
7 遺跡の年代 九世紀初頭~一〇世紀後半

によつて挟まれた沖積低地に立地する。一九三〇年に高梨村（現仙北町）と文部省による一度の発掘調査が行なわれ遺跡の輪郭が明らかにされた。この結果に基づき、翌年秋田県最初の国指定史跡となり、一九七四年以降は払田柵跡調査事務所が発掘調査を継続している。

遺跡は、外柵と外郭線からなる。区画施設である外柵は、真山・長森の二つの丘陵を囲むようにしてあり、東西一三七〇m南北七八〇mの長楕円形で、総延長は三六〇〇m、外柵によつて囲まれる遺跡の総面積は約八七八〇〇〇m<sup>2</sup>である。外柵は一時期の造営で、杉角材による材木塀が一列に並び、東西南北に八脚門が開く。

外郭は長森丘陵を取り囲むようにしてあり、東西七六五m南北三二〇mの長楕円形で、総延長は約一七六〇m。石壘、築地塀（東・西・南の山麓）と地上高三・六mの材木塀が連なり、東西南北に八脚門を配する。外郭線は全体に四時期にわたる造営が認められる。

丘陵中央部には政庁がある。政庁は板塀で区画され、正殿・東脇殿・西脇殿や付属建物群が配置され、これらの建物には五期の変遷がある。

### 一 第七次調査

第七次調査区は、外柵南門跡及びその隣接地を対象とした。木簡は、南門跡の北西約一〇mに位置する土坑SK六〇から出土した。SK六〇は一辺が約二mの不整方形を呈し、土師器・須恵器とともに

に、木簡を含む木製品・削片や植物種子（モモ・ウメ・クルミ・トチノキなど）が出土した。

### 二 第九次調査

第九次調査区は、外郭線北東部を対象とした。本調査において創建段階の外郭線が、丘陵部では築地塀、沖積地では材木塀であることが、両者の接点部を確認することによつて判明した。木簡は築地の南側に位置する柱列SA八四の掘形下方から出土した。

### 三 第一〇次調査

第一〇次調査区は外柵南門跡の北側地区（第七次の北側）を対象とした。木簡は土坑SK九七から出土した。SK九七は径一m前後の円形を呈し、坑内中央やや南東寄りには、径五cm程の丸棒状木製品が垂直に突き刺さっていた。木簡は箸状木製品とともに北側の底面に密着して発見された。

### 8 木簡の积文・内容

#### 一 第七次調査

- (1) 「嘉祥二年正月十日下稻日紀□年料」

〔合カ〕  
〔二千八百卅四〕〔束カ〕

〔勘了正月十日〕〔二カ〕  
237×22×5 011 第四・五号

(2) □如件 六月廿×

・ □直 [強力]

仮票

(72)×31×2 081 第六号

□

[強力]

□

091 第七号

(3) □

□九月

091 第八号

(4) □

□

091 第九号

(5) □

□

091 第九号

氏の教示による。

## 二 第九次調査

(1) □□

三 第一〇次調査

遺物包含層（第Ⅲ層）

(1) □□

遺物包含層（第Ⅳ層）

(2) 解 申請□

(75)×(22)×3 081 第一三号

SK九七

(3) □□□□□□□

• □□□□□□□

(111)×(14)×3 081 第一四号

1977年以前出土の木簡

(1) は「下稻」「日紀（記）」という用例から、上級の役所から下級の役所に稻が下される際に添えた日記と判断される。従って、嘉祥二年（八四九）正月一〇日に年料稻三八三四束が上級の役所（おそらく出羽国府）から払田柵に下されたものと推測される。また裏面の下端部「勘了 正月十一」は追筆であり、払田柵で年料稻を受領した側が帳簿類との照合を終えたことと、その日付を書き込んでいる。

(2) の「仮粟」という熟語は、古代の文献には見あたらないが、「仮」には「かりる」または「かす」の語義があり、「仮借」「仮貸」などの用法があるので、おそらく仮貸の粟、仮借の粟という意味かと思われる。本来は米で対応すべきところを便宜上、粟にしたということかもしれない。

なお第七次調査出土木簡の釈読は、国立歴史民俗博物館の平川南

第一〇号木簡としたものは、長さ一一八mm幅三三三mm厚六mm、〇一九型式であるが、墨痕のみで釈文はたたない。この木簡は第二号木簡（本誌創刊号）と一緒に一九七六年、再発見された。第二号木簡は一九三〇年に厨清水（ホイド清水）脇の調査により出土したもの

であり、本木簡も同所から得られた可能性がある。

9 関係文献

秋田県教育委員会『私田柵跡—昭和五〇年度発掘調査概要—』

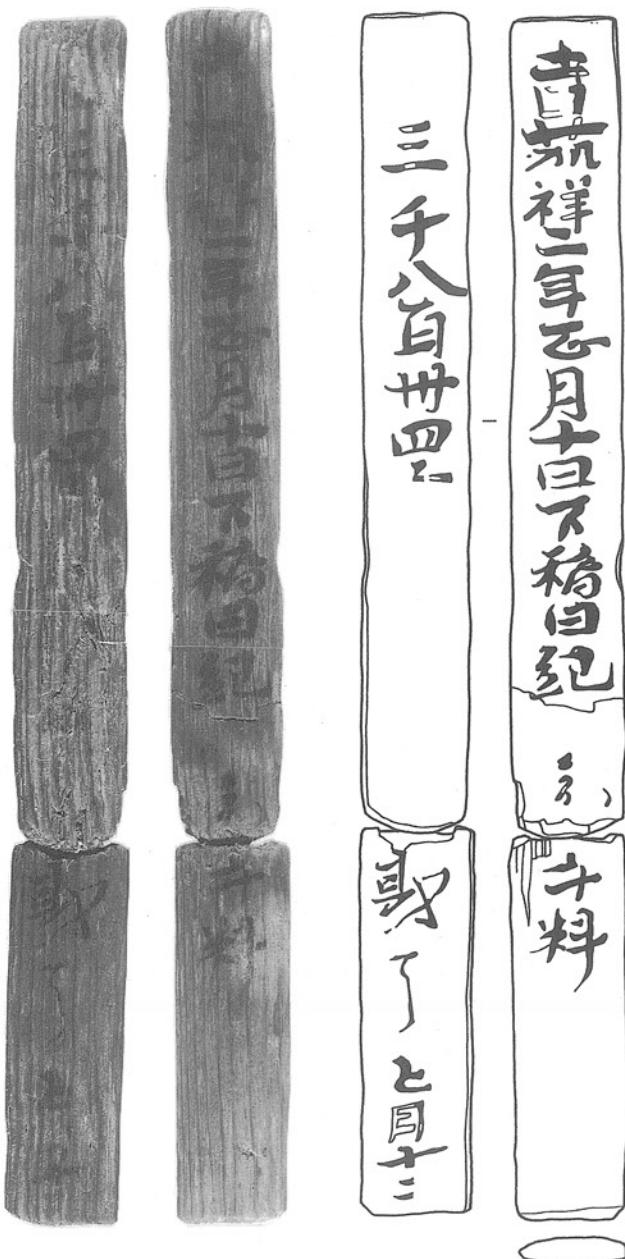
(一九七六年) 同『私田柵跡—第九・一〇次発掘調査概要—』(一九七七年)

九(一九九一年)

同『私田柵跡I—政厅跡—』(一九八五年)

新野直吉「秋田の古代木簡・文字史料について」『書道研究』四

(高橋 学)

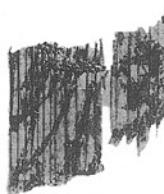


一(1)

1977年以前出土の木簡



二(1)



一(5)



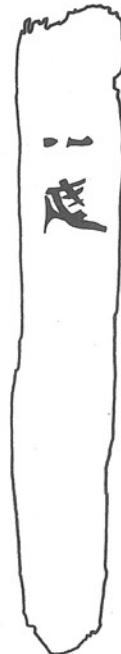
三(2)



一(3)



一(4)



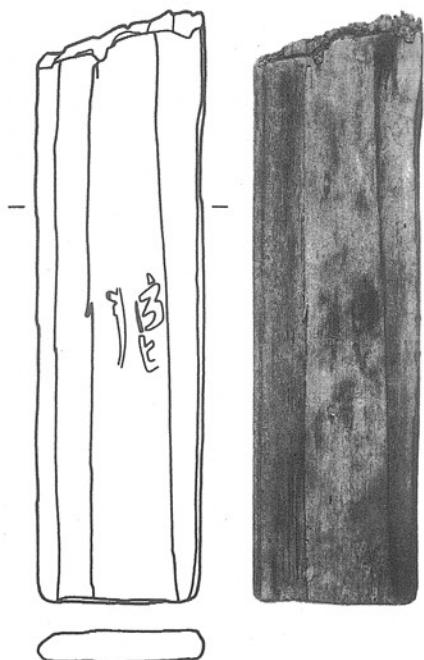
三(1)



一(2)



三(3)



第10号木簡

### 韓国国立昌原文化財研究所『韓国の古代木簡』の刊行

二〇〇三年度までに朝鮮半島で出土した木簡全点（二三遺跡から三二一地点）を収録した『韓国の古代木簡』が韓国国立昌原文化財研究所から刊行の運びとなつた。

本書は、咸安城山山城出土木簡の判読を契機として発刊にいたつたもので、同研究所が各機関を直接訪問して実施した調査に基づき、全点のカラー写真と赤外線写真を出土遺跡のデータとともに掲載する。図版・論考・付録の三部からなり、論考とし、韓国の古代木簡を概観する一本、咸安城山山城出土木簡に関する四本、日本・中国の木簡に関わる各一本を収録する。これまで部分的な紹介にとどまつていた韓国の古代木簡について、全体的かつ豊富な情報が提供されることになつた画期的な一冊である。

タブロイド判四五一页 図版三四四葉 二〇〇四年七月発行

発売元 頒価 一二六二五〇円（税込・送料別）

六一書房  
〒一〇一一〇〇六四 東京都千代田区猿楽町一七一  
高橋ビル一階

TEL ○三一五二八一六一六一  
FAX ○三一五一八一六一六〇